

令和2年5月1日

お客様各位

沖縄都市モノレール株式会社

## 新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う通学定期乗車券の払い戻しについて

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、県内でも各市町村において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等の一斉臨時休校実施となりました。

これに伴い、一斉臨時休業を理由とする通学定期乗車券の払戻につきましては、以下のお取り扱いをいたします。

### 1. 対象となるお客様

(1) 新型コロナウイルスの感染症対策に伴い、通学先の学校(小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等)が休校となったため、通学定期乗車券の払戻を希望されるお客様

① 3月3日(火)以前が通学定期最終利用日

3月3日(火)を払い戻し日といたします。

② 3月4日以降4月7日(火)までが通学定期最終利用日

4月7日(火)を払い戻し日といたします。

#### 【対象外】

4月8日(水)以降が通学定期最終利用日

※休校期間中に登校日があった場合は、お問合せ先又は駅窓口へお尋ねください。

(2) 大学・県認可の専修学校及び当社規則に定める指定学校(予備校・塾など)のお客様  
お申し出日を払い戻し日といたします。

### 2. 取扱期間

令和2年4月7日(火)～6月30日(火) ※取扱期間延長

### 3. 取扱場所

モノレール各駅窓口 7:00 ～ 23:00

#### ◆ご注意

・払い戻しの際は学生証をお持ちください。

・新たに定期乗車券を購入されると、対象の通学定期乗車券情報が消去されるため、払い戻し

できなくなります。購入前にお申し出ください。

- ・定期乗車券の経過日数によっては払戻額がない場合がございます。払戻額の有無については下記までお問合せください。

お問合せ先： 沖縄都市モノレール(株)営業サービス課(TEL 098-859-2689)

#### ◆払い戻しの計算方法

弊社規則に定める「特別な事情による払い戻し」により計算を行い、所定の手数料を差し引いた額を払い戻しいたします。

「特別な事情による払い戻し」とは。

定期乗車券の1ヶ月=30日、3ヶ月=90日、6ヶ月=180日とみなす。

定期運賃を上記の日数で割って、1円単位を切り上げた額(日割額)を算出する。

定期運賃から、日割額に使用日数をかけた額と手数料を差し引いて払い戻す方法

#### 計算例

1ヶ月通学定期券、有効期間:4月1日~4月30日、購入額:5,530円

4月7日以降定期券未使用 4月20日に払い戻しの申し出があった場合。

日割額計算  $5,530 \text{円} \div 30 \text{日} = 184 \text{円} \rightarrow 190 \text{円}$  (1円単位を切り上げる)

$5,530 \text{円} - (190 \text{円} \times 7 \text{日}) - 200 \text{円(手数料)} = 4,000 \text{円}$

以上